

岡山県地区防災計画等作成推進協議会
第4回矢掛町美川地区部会

地域で取り組む災害時支援

～個別避難計画作成の取り組みを振り返る～

2021.12.11

川上 富雄

岡山県地区防災計画等作成推進協議会アドバイザー
駒澤大学文学部社会学科社会福祉学専攻 教授

概論

～地区防災計画と個別避難計画～

災害時、要配慮者の方々をどう守るか

- 地震、台風、豪雨災害が続いています。災害が起きるたびに、障害者や高齢者、中でも要介護高齢者や独居高齢・障害者の方々が多く犠牲になっています。
- 2011年の東日本大震災では、死亡者の6割が高齢者、障害者死亡率は2倍、多くの自治体職員(288人)、消防団員(254人)、民生委員(56名)、福祉施設職員(86名)も死亡。また3,775名の震災関連死(89%が高齢者、移動や避難所・車中泊等で衰弱)と、様々な対策の遅れや課題が明らかになった。
- 2018年西日本豪雨災害で倉敷市真備町の死者51人の内、45人(88.2%)が65才以上。その内、自宅で亡くなった方は44人、要介護・要支援者が死者全体の36.5%(19人)、身体障害者が死者全体の23.1%(12人)と、同様の課題が積み残されたまま。
- これらの理由として、要援護者は得てして、体力がない、判断が困難、地域とのつながりが弱く孤立していることが指摘されているが、それにもまして**平時の福祉サービス利用者(要援護者)が、災害発生時に要配慮者・避難行動要支援者として防災対策の対象者として繋がっていなかったことが挙げられます。**
- 毎年のように人命に関わる自然災害が発生しています。同じことを繰り返さないために、どうしたらよいのでしょうか？

毎年、人命に関わる自然災害が各地で発生！

—しかし、福祉係者(特に専門職)は地域防災や災害時避難行動要支援者対策に踏み込まず—

- 2012年 九州北部豪雨(7月)
- 2013年 平成25年豪雪(1-2月)、山口島根豪雨災害(7月)、秋田岩手豪雨災害(8月)
- 2014年 関東豪雪(2月)、広島市豪雨土砂災害(8月)、御岳山噴火(9月)
- 2015年 台風18号関東・東北豪雨災害(9月)
- 2016年 熊本地震・大分県中部地震(4月)
- 2017年 九州北部豪雨(日田・朝倉市等)(7月)
- 2018年 草津白根山噴火(2月)、大阪北部地震(6月)、西日本豪雨災害(7月)、北海道胆振地方地震(9月)
- 2019年 九州北部(佐賀・福岡・長崎)豪雨(8月)、台風15号(千葉県停電)(9月)
台風19号(箱根)豪雨災害(9月)
- 2020年 新型コロナウイルス禍、熊本豪雨災害(球磨川)(7月)
- 2021年 7月豪雨災害(熱海)、8月お盆西日本豪雨

- 福祉関係者は、平時の日常生活支援しか想定しておらず、災害時の支援・救命体制については想定外・関心外・分野外・専門外。発災後の利用者像についてイメージできていなかった。地域包括ケアシステム議論にも防災は挙がらず
- 福祉業界の中でも縦割り(対象分野ごと、行政・社協・施設・NPOなど機関団体ごと、またソーシャルワークとケアワーク専門職や専門職資格ごとや職能団体ごと、など)があり、福祉業界全体としての結束・纏まりも希薄

福祉
平時の支援のみ
に関心



防災
災害時支援のみ
に関心

因みに

Disasters occur when hazards meet vulnerability.

災害(被害)は、危機が社会の脆弱性と出会うことで起こる

災害リスク=ハザード×脆弱性

脆弱性=個人要因×環境要因

地震、津波、洪水、
土砂災害などの
災害誘因(ハザード)

被害
規模

社会の脆弱性(ハ
ードだけでなく対応
システムの未構築)

国土強靱化対策で取り組まれる
部分

ここが弱いと、後からよく「人災
ではないのか」と指摘される

災害弱者支援対策の取り組み
方によって被災者数も変動

- 自然災害の発生は押さえることはできないが、予測する技術の進歩により被害を縮小できる
- 災害発生を想定した、社会の脆弱性の補完や強化によって被害を縮小できる=災害への備え
- 災害への備えには、建築基準、ダム、堤防、防潮堤などハード面の補完・強化と、予測技術の進歩、学習や訓練による住民の災害対応力の向上、安否確認救出体制づくりなどソフト面の補完・強化がある

色々なことが詰め切れていない地域防災

皆さん自身は、皆さんの地域は、備えられているでしょうか？

災害の種類

- 地震……阪神淡路、中越、東日本、熊本など
- 土砂災害……梅雨・台風時の豪雨による土砂崩れ
- 水害……豪雨に伴う河川等の氾濫、洪水
- 高潮・津波……大潮&低気圧や海底地震の影響
- 豪雪……主に日本海側における冬期の豪雪災害、雪崩
- 噴火……活火山地域における噴煙、火山弾、火山礫
- 大規模火災等……落雷等による山火事、自然災害に起因・誘発される市街地中心部火災(糸魚川)、コンビニ・工場爆発・火災
- 他にも砂嵐、熱波、寒波、干ばつ、塩害、隕石落下、害虫大繁殖、感染症パンデミックなど

「災害対策は正解のない問題への備え」
=いつどこで何がどのくらいの規模で起こるか分からない。多くの変数が絡み合って発生し、同じものはない。

災害弱者とは

行政が把握する、いわゆる「災害弱者」「災害時避難行動要支援者」は、障害者手帳を持っている人や要介護認定高齢、単身高齢者として把握されている人々。しかし、はたしてこれらの人々だけが災害弱者であろうか。

発災時にだれが助けるのか

- ◆ 大規模災害では、消防車も救急車もすぐには駆けつけてきてくれません
- ◆ 消防団員や防災訓練に参加している父さん(災害強者)等は、平日の昼間は仕事で町外に出かけていたり、突発的災害に駆けつけることは困難。平日昼間は災害来ないの？
- ◆ 「災害時ひとりも見逃さない運動」に取り組む民生児童委員さんも60台以上が7割で、救出支援などの体力的期待は厳しい。
- ◆ 誰が避難誘導・安否確認・救出を担うの？本当に大丈夫なの？

避難所は大丈夫か

- 行政が確保している避難所は人数的に・被災者の特性別に避難・収容が可能か？本当に安全か？
- 様々な「災害弱者」に配慮された一次的な避難所は備蓄も含め充分確保できているか？二次避難所となる福祉避難所は在宅要援護者数に対し充分か？
- そもそも、避難所に避難できず自宅待機や親戚・友人宅に避難している人々へのアウトリーチ体制は想定・準備されているか？

様々な改正～2021年は「福祉防災元年」

(↑命名:跡見学園女子大 鍵谷一先生)

①災害対策基本法改正(2021.4.28)

高齢者や障害者ら避難行動要支援者の個別避難計画の作成が市町村の努力義務化。「避難準備・高齢者等避難情報」が「高齢者等避難」へと変更統一化。

②内閣府「個別避難計画作成モデル事業」

福祉専門職と地域関係者連携による個別避難計画作成。連動して、内閣府・厚労省事務連絡(2021.3.3)で、(一社)日本介護支援専門員協会・(NPO)日本相談支援専門員協会・全社協全国民生委員児童委員連合会に対して個別避難計画作成への参画要請。

③厚労省「介護施設・事業所における業務継続ガイドライン」制定

「介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等について」(2020.12.14厚労省)発出を受け、2021年の報酬改定において、福祉事業所BCP作成、研修実施、訓練実施が義務化。

④内閣府「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」改訂(2021.5)

予め個別避難計画で避難が特定された受入対象者を発災直後から受入対応する一時避難所扱化。

⑤その他の防災対策

国交省「水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン」(2021.5)、「住生活基本法による新たな住生活基本計画」(2021.3)制定、流域治水関連法(水防法等)改正。国土交通省防災業務計画修正(2021.2)により都市防災減災対策、交通運輸防災マネジメント、港湾災害対応力強化、空港対応計画策定、広域防災拠点整備、「公共施設タイムライン(防災行動計画)策定・活用指針」(初版2016)改訂など。

課題と背景

対応の方向性

令和2年12月25日公表

避難行動要支援者名簿関係

○ 避難行動要支援者名簿は、98.9%の市区町村で作成を完了しているが、真に避難支援を要する者を正確に把握できていない場合がある。

○ 避難行動要支援者名簿に掲載すべき者が掲載されないことを防ぐため、福祉専門職やかかりつけ医などの医療職のほか、地域の鍵となる人や団体との連携。

個別計画関係

※ 避難行動要支援者（高齢者、障害者等）ごとに、避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した計画。

○ 過去の災害で高齢者や障害のある方が被害※を受けていることを踏まれば、災害時の避難支援等を更に実効性のあるものにするためには、何らかの方策が必要である。

※過去の災害における高齢者の死者の割合

- ・令和2年7月豪雨 約79% ※65歳以上（うち熊本県 約85%）
- ・令和元年台風第19号 約65% ※65歳以上
- ・平成30年7月豪雨 約70% ※愛媛県、岡山県、広島県の死者数のうち、60代以上（うち市町村別死者数最大の島根市真庭 約80%） ※70歳以上

○ 個別計画の策定が必要な者の優先度や個別計画の内容を検討する際には、当事者本人の心身の状況や生活実態等の情報が必要となる。

○ 災害時の避難支援等を実効性のあるものとするためには個別計画の策定が有効。個別計画について、制度上、市区町村が策定に努めなければならないものとして位置付け、さらに取組を促進。

○ 市区町村が策定の主体となり、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員等の日常の支援者及び地域住民と連携して策定。

○ 災害の危険度の高いところなど優先度の高い方から個別計画を策定。並行して、本人（状況により、家族や地域）が記入する本人・地域記入の個別計画を策定。

○ 人材の確保と育成を支援する仕組みづくり、市区町村の個別計画策定の取組に対する財政的な支援、また、モデル地区を設定した取組を実施し検証することが重要。

福祉避難所等関係

○ 平素から利用している施設へ直接に避難したいとの声がある。

○ 指定避難所として公表されると、受入れを想定していない被災者の避難により、福祉避難所としての対応に支障を生ずる懸念があるため、指定避難所としての福祉避難所の確保が進まないとの指摘がある。

○ また、要配慮者の避難先となるべき福祉避難所など福祉的な支援を受けられることができる施設やスペース等の位置付けや在り方が明確でない。

○ 個別計画の策定プロセス等を通じて、事前に避難先である福祉避難所ごとに受入れ者の調整等を行い、福祉避難所等への直接の避難を促進。

○ 福祉避難所ごとに、受入対象者を特定してあらかじめ指定の際に公示することによって、受け入れ対象者とその家族のみが避難する施設であることを明確化し、福祉避難所における受け入れを促進。

○ 小規模な施設やスペースでも、主として要配慮者の滞在が想定される場合は、福祉避難所の指定が適当であること等を明確化。

地区防災計画関係

○ 地区防災計画は、地域のコミュニティレベルでの避難行動に大きく貢献するとともに、避難行動要支援者の把握や避難の呼びかけなどを通じて、個別計画を実践する上でも大変重要な役割を果たすことが期待される。

○ 地区防災計画の普及について、地区住民等が計画素案を作成する際に、地区住民等の機運を高め、助言・誘導できるような計画作成支援者（地域での防災関係の有識者、市区町村職員など）が不足していることが課題である。

○ 事例集など地区防災計画の普及啓発の取組とともに、計画素案作成を支援する仕組み、人材の育成の仕組みを構築。

○ 個別計画とあわせて災害の危険度の高い所から優先的に策定を促すとともに、地区防災計画の素案の策定が、地区のあらゆる人が参画するものとなり、また、個別計画がある場合には整合を図れるよう、防災、福祉、医療的ケアを理解する方など地域の様々な分野の方が関わる環境を整える。

個別避難計画の作成 (R3改正災害対策基本法第49条)

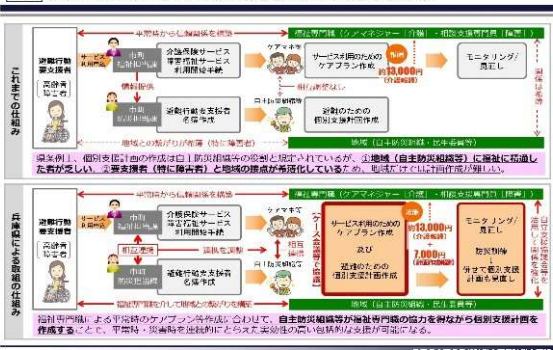
- 第四十九条の十四 市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画(以下「個別避難計画」という。)を作成するよう努めなければならない。
～(中略)～
- 3 個別避難計画には、第四十九条の十第二項第一号から第六号までに掲げる事項のほか、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。
 - 一 避難支援等実施者(避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。次条第二項において同じ。)の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
 - 二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - 三 前二号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項
 - (以下省略)

プラス

- 内閣府「個別避難計画作成モデル事業」においては、市町村における防災と福祉の連携体制の下で、福祉専門職(介護支援専門員・相談支援専門員)の参画や民生児童委員や地域関係者の参画を得ての個別避難計画作成が推進されている。
- それを後押しするように、令和3年3月4日付内閣府・厚労省事務連絡においても、(一社)日本介護支援専門員協会・(NPO)日本相談支援専門員協会・全社協全国民生委員児童委員連合会に対して個別避難計画作成への参画が要請されているところである。

これらを受けて・・・兵庫県 防災と福祉の連携促進モデル事業

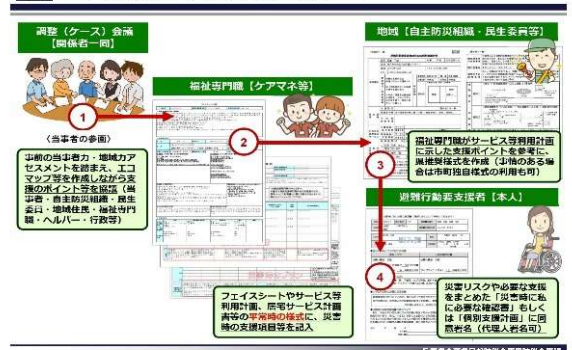
01 防災と福祉の連携促進の仕組み




02 事業の標準的な流れ



04 計画完成までの役割分担



個別避難計画策定を通じた地域づくり

- 個別避難計画が市町村の努力義務化されたことに伴い、市町村でその取り組みが急がれるところですが、「法律が変わったから、住民の皆さん個別避難計画をすぐ作ってください。実績カウントが必要なので、完成したら報告してください。」と、住民に仕事を降ろせばよい(させればよい)というものではありません。「とりあえず近隣の支援者の名前を入れておけばいいんじゃない」と、作業的に作成するようなものでもありません。
- 
- 個別避難計画を「とにかく形式的に完成させればよい」では画餅に帰してしまいますし、発災時に本当に命を守るツールにはなり得ません。
 - 災害時にも真に有効な計画として機能するためには、コミュニティワークのプロセスを踏まえた、住民の主体意識を引き出し、気づきと学びを通じて作成を促していく必要があります。
 - 住民活動は基本的に「共感原理」に基づくものであり、近隣住民に機械的に担当を割り振ればよいというものではありません。本人と支援者の人間関係形成が前提となります。そうした環境づくり、地域づくり、人づくりなどにも専門職が関わり、繋いだり・気づいたり・学んだりする支援をしていくことが期待されます。

地域防災と地域福祉の取り組み方は同じ

縦割り・縄張りを超え、地域のみんなで、避難できない方のことを考え、支える仕組み作りに取り組む必要

災害対策基本法が改正されたから、個別避難計画を作らなければならないのではなく、自然災害リスクが高まってきている中で、ご近所同士で命を守り合うために必要だから、個別避難計画を作ろうとしているのです。地域のつながりの中で気づき合い、学び合いながら策定を進めることが期待されます。

学び・気づき

- 真の避難行動要支援者の洗い出し・抽出
- 想定される災害と地区内の危険箇所の点検・洗い出し
- 避難所の点検（場所、部屋数・風呂・トイレなど設備、備品）

計画づくり

- 避難ルートや避難所の整備計画・共助のしくみづくり（地区防災計画）
- 避難行動要支援者の個別避難計画／マイタイムライン策定
- メンバー・参加者・協力者の拡大

避難訓練

- 春夏秋冬／昼夜／晴雨風雪／様々な災害種類／様々な人々を組み合わせた防災訓練・避難所体験等を重ね、地区防災計画・個別避難計画のアップデートと「地域の防災力」・「住民の防災力」の向上を図る

専門職による側面支援



住民主体の地区防災

「ご近所さんと私。母ちゃん防災士の信念」

防災士 竹川操枝(石川県)さんの言葉

- もしも金沢市内全部が災害にあったら、誰が助けてくれるんですか。救急車・消防車絶対来ません。助けてくれるのは隣近所です。今から仲良くしておいてください。面憎(ツラニク)いこと言ったら助けてもらえんよ。

- 日頃から…

- 町会、校下の行事、各種団体行事、サークル、趣味の会に参加しましょう
- ボランティアにも快く参加してみよう
- 近所づきあいを大切にしましょう。(向う三軒両隣)を大切にしよう

- なんでこんなことしないといけないのでしょうか。それは、あなたの顔を校区で売ってほしいんです。(人は誰でも)見たことない人より見たことある人を助けませんか。知らない人やったら、もしなんかあったら、踏んで来げるかもしれない。知ってる人やったら「あんた一緒に逃げるよ」って手を引っ張ってあげるかもしれない。おにぎり一つしかなければ、「あんた半分あげるよ」っていうけど、知らん人にはあげたくないわね。

- だから、向う三軒両隣。隣近所、仲良くしてしてほしいんですね。

地域福祉関係者がすすめている「安心・支え合いのまちづくり」、「コミュニティワーク支援」と方向も手法も同じ。支え合い活動も、顔見知りの付き合いのある〇〇さんだから支えてあげなきゃという気持ちになる。共感原理に基づく活動。

地区防災計画とは

- 地区防災計画は、町内会、小学校区、商店会、複合ビルなどのコミュニティレベルで、住人や企業などによる自発的な防災活動（「災害時に、誰が、何を、どれだけ、どのようにすべきか」）について取りまとめられた計画です。
- 地区防災計画は義務ではありません。コミュニティの中で内発的に多様で固有の地域特性を反映して策定されるものです。
- 地区防災計画の策定は、地区社協活動における小地域福祉活動計画策定と同じで、地域住民の命や暮らしや幸福を互いに守り支える取組と言えます。
- 地区防災計画は、近隣の方が集まり、防災シミュレーションゲームや、街歩き（まち点検・地域アセスメント）をしながら作っていくものです。



個別避難計画とは

- 個別避難計画は、災害が発生又は発生のおそれが生じた場合に、避難行動要支援者の避難誘導等を迅速かつ安全に実施するために、あらかじめ、避難行動要支援者一人一人について、誰がどのように避難を支援するかを定めておく計画です。
- 個別避難計画は、避難行動要支援者やその家族、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員や地域支援者が一緒に協力しながら作成するのが望ましいとされていましたが、2021年の法改正で、普段から高齢者や障がい者のケアに携わり、配慮すべきことを熟知しているケアマネジャーや相談支援専門員が、日頃のケアサービスの延長線上で個別避難計画作りにも中心的役割を果たすことが位置づけられました。
- とはいえ、住民活動は基本的に「共感原理」に基づくものであり、近隣住民に機械的に担当を割り振ればよいというものではありません。本人と支援者の人間関係形成が前提となります。そうした環境づくり、地域づくり、人づくりなどにも専門職が関わっていくことが期待されてます。
- 「個別計画」「災害時ケアプラン」「マイタイムライン」など類似の呼称あり

**矢掛町美川地区
モデル事業の取り組みを振り返る**

美川地区

美川地区人口1,032人、高齢化率51%、独居高齢者88人、目配り気配りネットワーク活動(1人を2人で見守る(75歳以上高齢者世帯)87人登録)、ほっとボトル配布(冷蔵庫に)、福祉委員(19人～民生児童委員、老人クラブ、V団体長)と福祉協力員(39人～町内会長)がいて要援護者を把握。支援が必要な方と地域の方は平時から比較的繋がっている。



第1回 美川地区部会

(2021年7月17日)

- 1. モデル事業の概要説明(山崎)
- 2. 災害時の要援護者支援説明(川上)
- 3. 城西地区の取り組み紹介(佐々木)
- 4. 町・地区社協の取り組み紹介(社協)
- 5. 下高末、宇角地区で地図でDIG



【宇角地区】

- ・山間部なので、みんな山際に住んでいる。山崩れが心配される。
- ・ため池があるので、決壊する心配。
- ・牧場ができて、小田川の土砂が持つていかれ地形が替わっている。
- ・牧場内に太陽光パネルが設置されており、熱海の土石流のような心配。
- ・山際に住んでる独居高齢者が気になり。
- ・観音寺もハザードマップでは危険個所。
- ・危険個所をみんなで見回る必要。

【下高末地区】

- ・改めて地域の中にこういった危険個所があるのかを地図に書きだした。
- ・地域の中で災害が起こりそうな場所や過去に起こった場所を話し合った。小学校の裏も危険個所だった。
- ・土手の決壊が心配な桜池がある。堤防が崩れたら、その下にある数軒が呑み込まれる。
- ・危険個所を役員だけでなく、地域のみんなと一緒に確認・点検する必要。
- ・避難場所を改めて確認・点検する必要。
- ・災害時に役立つ、みんなが持っているツールやスキル(什器を持ってる、チェーンソーを持ってるなど)を出し合い共有把握する。
- ・現在の消防機庫は神社橋を渡らないと出せない。大雨時には早めに出してかわしておく必要。

矢掛町美川地区は、災害時の「個別避難計画」の作成に着手した。2018年7月の西日本豪雨で、被害が高齢者や障害者に集中した教訓を踏まえた県の

モデル事業。専門家のアドバイスを受けるながら、年度内に完成させる予定で、「逃げ遅れゼロ」を目指す。
(入野晶彦)

災害時 安全に避難を



矢掛・美川地区が個別計画

Kasaoka・Ibara・Asakuchi
笠岡・井原・浅口圏版

年度内完成 逃げ遅れゼロ目標

個別避難計画は、災害発生時に手助けが必要な高齢者らが安全に避難するため

め、事前に逃げる方法を一人一人について決めておくも、同町にはまだなく、町は美川地区での作成事例を、町内全域に広げていきたい考え。7月17日、美川小(下高末)体育館で作成に向けた第1回会合があった。地区の自主防災会メンバーや町職員ら約50人が出席。駒沢大の川上富雄教授(社会福祉)が同計画の目的や必要性を説明。西日本

豪雨では倉敷市真備地区の犠牲者51人のうち88・2%が65歳以上で、要介護・支援者が約4割を占めたと解説した。美川地区住民はこの日、計画作成に向けた準備として、災害を図上で想定する訓練に取り組んだ。2グループに分かれると机に白地図を広げ、台風や地震が発生しそうな被害を検討。次に、1人暮らしの高齢者や避難に介助が必要な人がいる場所に印を付け、重機や自家発電機など助けるために自分たちが用意できる資材や方法を話し合った。今後は同地区内の2自主防災会が、専門家の助言を基に年度内の完成を目指す。第2回会合は9月4日の予定。計画作成に向け図上で災害時の被害想定を話し合った美川地区住民

井原・笠岡の職人達が
思いを込めて「仕事」をします。
井笠住宅リフォーム協同組合
笠岡市入江 234-1-1
TEL 0895-190-0771

第2回 美川地区部会

(2021年10月2日)

■ ワークショップ

「地域調整会議と対象者等の選定」

- ・地区のハザード状況の確認
- ・計画作成を優先する対象者の選定
- ・個別避難計画の様式の検討



- ・ゼンリン地図にハザードマップを重ねて、個々の世帯のリスクを把握。
- ・避難行動要支援者名簿掲載者の中から「独居」「要介護」「危険地域」など考慮し、真に必要な人の洗い出し。
- ・避難行動要支援者名簿掲載者以外にもプラスされる方がいる。
- ・個別避難計画策定対象候補者に次回部会への参加意向の確認をしておく。

対象者の選定の方法〈優先度の考え方〉

- ①対象者の選定地域におけるハザードの状況（洪水・津波・土砂災害等の危険度の想定）

河川：浸水想定区域など

海岸・河川沿い：津波災害特別警戒区域など

傾斜地：土砂災害特別警戒区域など 等

- ②対象者の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度

重度の要介護や障がいのある者、人工呼吸器使用者等、自力での判断や避難が困難な者

- ③独居等の居住実態、社会的孤立の状況

避難支援者が側にいない

第3回 美川地区部会

(2021年10月23日)

1. 地域調整会議

- 矢掛町の個別避難計画の様式説明
- マイ・タイムライン説明
- 対象者の個別避難計画作成方法説明

2. 意見交換・講評



【全体で】・・・Aさん

【下高末】・・・B・Cさん

【宇角】・・・D・Eさん

の個別避難計画・マイタイムライン検討。



- ・ご近所の安否確認は複数名体制でバックアップ・情報共有を取っておく。
- ・避難時の持ち物、避難袋、補聴器、着替え、手押車、ほかには？・・・リスト化。
- ・避難先のバリアフリーは確保されているか？避難所の点検も。
- ・避難が夜の場合もあることを考えると一時避難先も座って落ち着けたり寝られる環境が望ましい。
- ・今日の地域調整会議のような集まりの場は、ありそうでない。今後開催を。
- ・気づきがたくさんあった。気づくと黙ってはず発言し、課題の共有を。
- ・計画ができれば本人も安心できる。
- ・「川の音が・・・」避難スイッチ
- ・避難所は小学校でなくても、民間の会社などお願いしてみてもよいのでは？

個別避難計画

矢掛町要支援者登録台帳

ID	町内会	民生委員	
住所	電話		
	携帯		
	FAX		
ふりがな 氏名	血液型	性別	生年月日 年齢(出力時) 申請・登録区分

災害時に地域の支援を必要とする理由 (該当項目全てに○をつけてください)	<input type="checkbox"/> ①寝たきり(要介護3以上)在宅者	<input type="checkbox"/> ⑤一人暮らしの高齢者(65才以上)
	<input type="checkbox"/> ②身体障害者	<input type="checkbox"/> ⑥高齢者(65才以上)のみの世帯
	<input type="checkbox"/> ③療育手帳の交付を受けている人	<input type="checkbox"/> ⑦認知症(要介護3以上)の症状を有する人
	<input type="checkbox"/> ④精神障害者	<input type="checkbox"/> ⑧その他各項目に準ずる状態にある人

緊急時家族等の連絡先	氏名(続柄)	住所	電話番号/携帯番号
	()		
	()		

その他の支援者	区分	氏名	住所	電話番号/携帯番号

かかり付け医療機関	家族構成	人世帯	緊急通報システム	有無
	居住建物の構造		歩行の可否	
	普段いる部屋		寝室の位置	

特記事項
※災害時の避難支援を円滑にするため知らせたいこと

例: ・目が不自由 ・車いす使用 ・危険通報指示を認知できない

福祉サービス利用

避難情報	避難方法	<input type="checkbox"/> 歩行(自力)	<input type="checkbox"/> 徒歩(要支援)	<input type="checkbox"/> 自力不能
	最寄りの避難場所	2次避難場所		
	地域防災組織	矢掛町消防団 () 分団 第 () 部		
	自主防災組織			

備考

ほっとボトル

矢掛町個別避難計画

年 月 日作成

【居住建物見取図】

1階	2階	A: 寝室 B: 普段いる部屋

【ハザードマップによる災害区分】

土砂災害特別警戒区域 急傾斜地崩壊危険区域

土砂災害警戒区域(土石流) 洪水浸水想定区域(~ m)

土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊) 区域外

留意事項(災害リスクの状況等があれば具体的に記入する)

【福祉避難所の希望】

要 [希望場所 有() 無] 否

【ペット】

有 [(犬 猫 その他) , 同伴希望(有 無)] 無

【避難場所・避難経路・留意事項】

自宅 → 最寄りの避難場所 () → 2次避難場所 ()

km: 徒歩 分 km: 徒歩 分

km: 車 分

年 月 日

上記の内容について、誤りがないことを確認するとともに、以下のことについて了承します。

- 1 避難支援関係者に提供します。
- 2 当該計画は災害等での避難支援が必ずなされることを保証するものではなく、関係者に法的な責任や義務を負わせるものではありません。

本人署名 _____
 代理署名 _____
 (本人との関係)

マイタイムライン

風水害・土砂災害用		マイ・タイムライン (個別避難計画)		作成日: 年 月 日
家族	近所	組織 (会社・施設・ケアマネ等)		
家族 本人(氏名):	近所 氏名:	組織 名称:		
住所:	住所:	住所:	担当者:	
携帯:(- -)	連絡先:	連絡先:	連絡先:	
いつもいる場所(昼夜) 避難リュックの置き場所()	氏名:	氏名:		
<input type="checkbox"/> 一人暮らし <input type="checkbox"/> 高齢者世帯 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 小学生以下 <input type="checkbox"/> その他()	氏名:	連絡先:		
自宅の危険性 <input type="checkbox"/> 浸水 <input type="checkbox"/> 土砂	氏名:	連絡先:		
5 3 日前	<input type="checkbox"/> テレビなどで大雨の情報を知る	<input type="checkbox"/> 大雨情報を伝える	<input type="checkbox"/> 大雨情報を伝える (担当:)	<input type="checkbox"/> 避難可能場所の把握・共有 (L3以前)
	<input type="checkbox"/> 薬を余分にもらっておく	<input type="checkbox"/> 薬を確認する	<input type="checkbox"/> 薬の準備の声かけ (担当:)	<input type="checkbox"/> (L3以降)
	<input type="checkbox"/> 持ち物の確認	<input type="checkbox"/> 持ち物の確認	<input type="checkbox"/> 持ち物準備の声かけ (担当:)	
	<input type="checkbox"/> 買い出し	<input type="checkbox"/> 買い出し	<input type="checkbox"/> 買い出し (担当:)	
	<input type="checkbox"/> 避難先の確認・連絡	<input type="checkbox"/> 避難先の確認・連絡	<input type="checkbox"/> 避難先の確認・連絡 (担当:)	
2 日前	<input type="checkbox"/> いつ避難するか相談 相談する人()	<input type="checkbox"/> 避難準備の声かけ(再確認)	<input type="checkbox"/> 避難準備の声かけ(再確認) (担当:)	
	<input type="checkbox"/> 家族・近所と避難準備状況を確認	<input type="checkbox"/> 準備状況の確認	<input type="checkbox"/> 準備状況の確認 (担当:)	<input type="checkbox"/> 避難準備の声かけ(再確認)
1 日前	<input type="checkbox"/> 避難先を決める	<input type="checkbox"/> 要支援者の避難先を決める	<input type="checkbox"/> 要支援者の避難先を決める (担当:)	
候補	<input type="checkbox"/> 自らの避難準備	<input type="checkbox"/> 自らの避難準備	<input type="checkbox"/> 自らの避難準備	
避難スイッチ (L3 高齢者等避難の発令もしくは)				
4 時間前	<input type="checkbox"/> 避難の希望を担当に伝える	<input type="checkbox"/> 避難の声かけ	<input type="checkbox"/> 避難の声かけ (担当:)	
	<input type="checkbox"/> 貴重品の準備	<input type="checkbox"/> 貴重品の準備	<input type="checkbox"/> 貴重品の準備 (担当:)	
	<input type="checkbox"/> 荷物を持って玄関で援助を待つ (居室から玄関まで 分)	<input type="checkbox"/> 車の準備	<input type="checkbox"/> 車の準備等 (担当:)	
	<input type="checkbox"/> 避難開始支援	<input type="checkbox"/> 避難開始支援	<input type="checkbox"/> 避難開始支援 (担当:)	
	<input type="checkbox"/> 避難終了	<input type="checkbox"/> 避難完了の共有 (相互連絡・災害用伝言ダイヤル171等)		
2 時間前	L4 避難指示			
L5 緊急安全確保				

地震対策

行動のポイント

- 地震発生** ▶▶▶ 緊急地震速報
▶身の安全を守る 机の下などへ
- 地震発生後** ▶▶▶ 1~2分
▶大きな揺れがおさまったら
▶火の始末をする (ガスの元栓、コンセント、ブレーカーを切る)
▶脱出口を確保する (ドア、窓を開ける)
- 地震発生後** ▶▶▶ 3分
▶みんなの安全を確認 (隣近所で声をかけ助け合う)
▶出火防止→火が出たら初期消火 (大声で知らせる。消火器・バケツリレー)
- 地震発生後** ▶▶▶ 5分
▶火が天井まで移ったり、家屋倒壊の危険がある場合、危険な場合は避難 (無理はせずただちに避難)
- 地震発生後** ▶▶▶ 10分
▶ラジオなどで正しい情報を確認
▶協力して消火、救出・救護活動 (助け合いの心が大切。壊れた家には入らない)
- 数時間** ▶▶▶ 3日 (避難生活では)
▶しばらくの間は余震に注意
▶3日分の飲料水と食料の備蓄を

避難行動の支援

私	<input type="checkbox"/> 非常用持ち出し袋の準備 <input type="checkbox"/> 避難所への避難 <input type="checkbox"/> 地域支援者との連絡 <input type="checkbox"/> 家族への状況の連絡	地域支援者 (担当 担当)	<input type="checkbox"/> 要支援者の状況・安全確認 <input type="checkbox"/> 要支援者の避難援助 <input type="checkbox"/> 要支援者の家族への状況の連絡 <input type="checkbox"/> 組織(ケアマネ等)と状況の共有 <input type="checkbox"/> 避難完了の共有 (相互連絡・災害用伝言ダイヤル171等)
---	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

非常持出品 (例)

- 非常食 (乾パン・缶詰など)
- 飲料水
- 携帯ラジオ (予備電池を含む)
- 懐中電灯 (予備電池を含む)
- 携帯電話の充電器・予備バッテリー
- ろうそく・ライター・マッチ
- ヘルメット・防災ずきん・ホイッスル
- マスク・手指消毒液・体温計
- ナイフ・缶切りなど
- ティッシュ・ウェットティッシュ
- タオル
- ビニール袋
- 衣類 (防寒着・雨ガッパ)
- 防寒用品 (使い捨てカイロ・防寒保温シート)
- 軍手・手袋
- 医薬品 (常備薬 (お薬手帳)・消毒液・ばんそうこう)
- 貴重品 (印鑑・通帳など)
- 現金 (小銭も含めて)
- 筆記用具
- 健康保険証のコピー

非常備蓄品 (例)

- 食料 (レトルト・アルファ米・缶詰など)
- 食品 (調味料・スープ・凍乾汁など)
- 食品 (チョコレート・あめなど)
- 水 (一人1日3リットル目安)
- 燃料 (卓上コンロ・固形燃料・予備のガスボンベなど)
- 毛布・タオルケット・寝袋など
- 簡易トイレ
- 洗面用品 (歯磨き・ドライシャンプー・石けんなど)
- 鍋・やかん
- 簡易食器 (割り箸・紙コップなど)
- ラップ・アルミホイル
- トイレトペーパー・ウェットティッシュなど

家族構成にあった品物と
量を考えて用意しましょう。

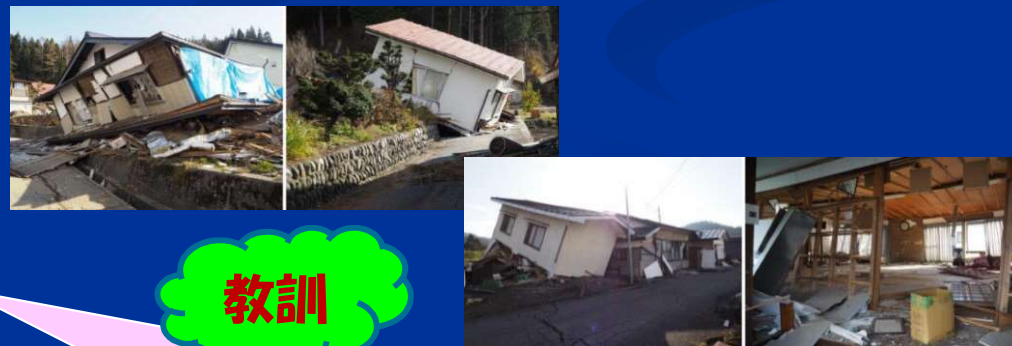


まとめとこれから

- 下高末・宇角地区でのモデル事業(A・B・C・D・Eさんの計画づくり)では大変熱心に取り組んでいただいた
- 下高末・宇角地区内の、他の避難行動要支援者の個別避難計画作成への広がりをどう進めるか
- また、今後、他地区への拡大をどう進めるか。この経験をどう他地区に普及していくか
- 普及拡大と同時に、各地区での自治会・町内会、自主防災組織、民生児童委員、近隣、専門職の4者が一体で個別避難計画作成を進める体制づくり(行政支援)
- 一度計画作成して終わりではなく、実効性を確保するために、避難訓練を定期的 to 実施し、個別避難計画にフィードバック(計画の更新)していく継続性の確立
- 避難所のあり方(場所、設備、バリアフリー、備品、備蓄など)や、個別避難計画に基づく避難方法に応じた備品の調達・確保など地区防災計画への波及

2014.11.22 長野県北部地震と「白馬の奇跡」

- 2014年11月22日午後10時8分に発生した「長野県神城断層地震」では、長野県白馬村の一部の集落に住宅被害が集中した。全壊50棟、半壊91棟、一部損壊1426棟に及んだが、一人の死者も出していない対応は防災モデルケースとして注目
- 白馬村堀之内地区では、住民26人が崩れた建物の下敷きになったが、近隣住民によって全員救助、住民は迷うことなく1時間ほどで41世帯118人の安否を確認
- 高いコミュニティ意識と強い結び付きに加え、白馬村では4年前から「住民支え合いマップ」を作成してきており、災害時の自力避難が困難な高齢者や障がい者の住宅を地図に落とし込み、誰が手助けするかを決めて地域住民で共有しており、今回の自身でも安否確認や救助、支援が機敏に行われた
- 「マップの作成や更新を通じ、誰がどこにいるかお互いにわかっている、普段から声をかけ合う。何かあったときも『あの家にはお年寄りがいる』『あの家には何人住んでいる』と、明快な指示が可能。そうした備えが死者ゼロにつながった」と、**白馬村社協の山岸事務局長**（当時）は話す



教訓

マップ作成を通じた住民同士の顔の見える信頼関係構築が、個人情報保護問題を突破し、延いては災害時に命を守る地域福祉実践に繋がった！地域支援はこうした信頼関係をつくる地道な取り組み。

Fin